

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化担当の設置

本市では、中心市街地の活性化をこれまで以上に総合的かつ一体的に進めていくため、平成23年6月に機構改革を行い、経済部に中心市街地活性化推進室を設置し、建設部をはじめ庁内の関係部局等の連携強化を図っています。

中心市街地活性化推進室は、平成24年4月に再生オープンした第1ポルタビル内に移転し、まちづくり会社や商店街などと密接に連携を取りながら活性化に取り組んでいます。

(2) 中心市街地活性化基本計画作成に係る庁内体制

中心市街地における居住促進を図るため、庁内の関係部課長による「まちなか居住戦略会議」を設置し、平成25年6月以降9回の会議を開催し、全庁内が一体となった取り組みを進めています。また、「岩見沢市まちなか活性化計画」の策定においては、中心市街地活性化協議会と意見交換を行いつつ計画の作成を進めてきました。

1) まちなか居住戦略会議

中心市街地の活性化に大きく寄与するまちなか居住の推進のため、庁内関係部課の情報共有と関連施策の連携を図ることを目的に、平成25年6月に設置されました。

まちなか居住戦略会議の構成

企画財政部市長政策担当次長、財政担当次長、経済部中心市街地活性化推進室長、中心市街地活性化推進室主幹、建設部都市計画課長、都市計画課主幹、建築課長、建築課主幹、企画財政部企画調整担当主幹 以上9名

まちなか居住戦略会議の開催状況

- 第1回 平成25年6月4日
- 第2回 平成25年7月9日
- 第3回 平成25年9月13日
- 第4回 平成25年10月3日
- 第5回 平成25年10月11日
- 第6回 平成25年12月25日
- 第7回 平成26年4月11日
- 第8回 平成26年5月14日
- 第9回 平成26年10月1日

(3) 市議会

市議会では、平成23年5月に「中心市街地活性化特別委員会」を設置し、中心市街地活性化区域の整備と発展に向けた協議・検討を行っています。

中心市街地活性化特別委員会の開催状況

- ・平成24年11月12日：中心市街地活性化基本計画の進捗状況、計画期間延長

- ・平成 25 年 6 月 24 日：前計画の総括と新計画の作成について
- ・平成 25 年 12 月 2 日：(仮称) 岩見沢市まちなか活性化計画について
- ・平成 26 年 2 月 7 日：(仮称) 岩見沢市まちなか活性化計画について
- ・平成 26 年 3 月 25 日：岩見沢市まちなか活性化計画（案）について
- ・平成 26 年 9 月 12 日：仲の店事業用借地権について
- ・平成 26 年 11 月 21 日：中心市街地活性化基本計画（第 2 期）原案について
- ・平成 27 年 1 月 28 日：中心市街地活性化基本計画（案）について

(4) 市民との連携、提案・意見の募集

新計画を作成するに当たり、市民団体、NPO 法人など様々な主体との連携を図りながら作成作業を進めてきました。

また、中心市街地活性化に対する提案・意見の募集等を行いました。

1) 素案作成検討チーム会議の開催

新計画の作成にあたり、地域ぐるみで取り組む具体的事業を掘り下げることによって中心市街地活性化の推進につなげる計画となるよう、まちづくり会社、商工会議所、活性化協議会、商店街振興組合、NPO 法人等に所属する 13 名により構成された次期基本計画素案作成チームを、平成 24 年 6 月 5 日に設置し、検討を行いました。

素案作成検討チーム会議の開催状況

- 第 1 回 平成 24 年 6 月 5 日
- 第 2 回 平成 24 年 6 月 28 日
- 第 3 回 平成 24 年 7 月 19 日
- 第 4 回 平成 24 年 8 月 28 日
- 第 5 回 平成 24 年 2 月 28 日

2) 中心市街地活性化に関する市民アンケートの実施

新計画の作成に向けて、2,000 名の市民を対象としたアンケート調査を実施し、自由記入形式で 150 件の意見を受けました。

- ・調査期間 平成 25 年 7 月 4 日～7 月 29 日
- ・調査方法 郵送による配布・改修
- ・回収率 22.4%

3) 中心市街地活性化に関する市民提案・計画案に対する意見の募集

新計画の作成に向けて、中心市街地活性化に関する市民提案を随時受け付けるとともに、平成 25 年度に骨子案に対する意見と市の独自計画である岩見沢市まちなか活性化計画原案に対する意見の募集を行い、また、平成 26 年度に新計画の素案に対する意見募集を行っています。

①新計画の骨子案に関して

新計画の骨子案を市のホームページ等で公開し（平成 25 年 7 月）、5 名の市民から

20 件の提案・意見が出されました。

②岩見沢市まちなか活性化計画原案に関して

岩見沢市まちなか活性化計画原案を市のホームページ等で公開し(平成 26 年 2 月)、6 名の市民から 27 件の提案・意見が出されました。

・意見募集期間 平成 25 年 2 月 7 日～3 月 7 日

③新計画素案に関して

岩見沢市中心市街地活性化基本計画素案を市のホームページ等で公開し(平成 26 年 11 月)、3 名の市民から 21 件の意見が出されました。

・意見募集期間 平成 26 年 11 月 27 日～12 月 22 日

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 岩見沢市中心市街地活性化協議会の概要及び開催状況

岩見沢市中心市街地活性化協議会は、平成 19 年 11 月 29 日に、20 団体の参加により設立されました。

協議会には、下部組織として運営委員会と専門部会を置き、中心市街地活性化に関する課題、問題の把握とその解決に関する事項を協議しています。

新計画に関する協議は、前計画が完了する平成 24 年度から行っています(前計画は 1 年間延長して、平成 25 年度に完了)。

■岩見沢市中心市街地活性化協議会 開催状況

○平成 24 年度

回数	開催日	議 題
第 1 回	平成 24 年 4 月 23 日	・ H24 岩見沢市中心市街地活性化事業審査方法 ・ 岩見沢市中心市街地活性化個別事業 (H23 実績、H24 申請) ・ H23 協議会運営費収支決算、H24 運営費収支予算
第 2 回	平成 24 年 6 月 20 日	・ H24 岩見沢市中心市街地活性化個別事業申請 ・ 中心市街地活性化基本計画の第 8 回計画変更について ・ 2 期中心市街地活性化基本計画の作成について (作成スケジュール他)
第 3 回	平成 24 年 9 月 20 日	・ H24 岩見沢市中心市街地活性化個別事業申請 ・ 中心市街地活性化セミナー開催について
第 4 回	平成 24 年 11 月 28 日	・ H24 岩見沢市中心市街地活性化個別事業申請 ・ 中心市街地活性化基本計画これまでの取り組み状況
第 5 回	平成 25 年 3 月 27 日	・ まちづくりアンケート (調査対象: 協議会会員、商店街) の調査結果 ・ 2 期中心市街地活性化基本計画の作成について (市からの要望: 具体的な事業の協議) ・ 中心市街地活性化基本計画の第 9 回計画変更について (計画期間の 1 年間延長等)

		<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 協議会予算案 ・ 協議会運営委員会規定の変更
--	--	---

○平成 25 年度

回数	開催日	議 題
第 1 回	平成 25 年 6 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24 協議会運営費収支決算案 ・ 中心市街地協議会の組織体制について ・ H25 岩見沢市中心市街地活性化補助金について ・ 2 期中心市街地活性化基本計画の骨子案について
第 2 回	平成 25 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 岩見沢市中心市街地活性化個別事業審査方法について ・ 2 期中心市街地活性化基本計画について
第 3 回	平成 25 年 9 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 岩見沢市中心市街地活性化個別事業審査 ・ 2 期中心市街地活性化基本計画に搭載する事業について
第 4 回	平成 26 年 1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 期基本計画の総括及び 2 期基本計画の経緯 ・ (仮称) 岩見沢市まちなか活性化計画について
第 5 回	平成 26 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩見沢市まちなか活性化計画原案について ・ H25 岩見沢市中心市街地活性化個別事業審査 ・ H26 協議会予算案

○平成 26 年度

回数	開催日	議 題
第 1 回	平成 26 年 4 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 岩見沢市中心市街地活性化事業個別補助金評価 ・ H25 空き店舗対策等の実績
第 2 回	平成 26 年 5 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H26 岩見沢市中心市街地活性化事業個別補助金審査 ・ H25 協議会収支決算、H26 協議会収支予算 ・ 1 期基本計画に対する協議会意見
第 3 回	平成 26 年 8 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H26 岩見沢市中心市街地活性化事業個別補助金審査 ・ 中心市街地活性化事業支援補助金交付要綱の一部改正(案)について
第 4 回	平成 26 年 11 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲の店商工協同組合事業の評価と今後の取扱いについて ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画について ・ 中心市街地活性化事業支援補助金個別事業の事後評価について
第 5 回	平成 27 年 1 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画(案)について
第 6 回	平成 27 年 3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化事業支援補助金個別事業の事後評価について

		・ H27 中心市街地活性化事業の募集について
--	--	-------------------------

○平成 27 年度

回数	開催日	議 題
第 1 回	平成 27 年 4 月 28 日	・ 中心市街地活性化事業支援補助金個別事業の事後評価 ・ H26 協議会収支決算、H27 協議会収支予算
第 2 回	平成 27 年 5 月 28 日	・ H27 まちなか活性化事業補助金個別事業の審査 ・ 岩見沢市まちなか活性化計画の変更について
第 3 回	平成 27 年 8 月 24 日	・ H27 まちなか活性化事業補助金の変更について ・ 中心市街地活性化協議会監事就任の承認について
第 4 回	平成 28 年 1 月 15 日	・ まちなか活性化事業補助金の取り扱いについて ・ H27 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価
第 5 回	平成 28 年 3 月 29 日	・ H27 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・ H28 中心市街地活性化事業の募集について ・ 社会資本総合整備計画の事後評価について

○平成 28 年度

回数	開催日	議 題
第 1 回	平成 28 年 4 月 28 日	・ まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて ・ H27 協議会収支決算、H28 協議会収支予算
第 2 回	平成 28 年 5 月 27 日	・ H28 まちなか活性化事業補助金個別事業の審査 ・ 中心市街地活性化基本計画、まちなか活性化計画の変更について
第 3 回	平成 29 年 1 月 23 日	・ H28 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・ 岩見沢市中心市街地活性化基本計画・まちなか活性化計画の変更について
第 4 回	平成 29 年 3 月 29 日	・ H28 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・ H29 まちなか活性化事業の募集について

○平成 29 年度

回数	開催日	議 題
第 1 回	平成 29 年 4 月 28 日	・ H28 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて ・ H28 協議会収支決算、H29 協議会収支予算
第 2 回	平成 29 年 5 月 30 日	・ H29 まちなか活性化事業補助金個別事業の審査 ・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて ・ H28 中心市街地活性化事業支援補助金個別事業の事後評価

第3回	平成29年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・岩見沢都市計画用途地域・準防火地域の変更について ・H29 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・中心市街地居住者アンケート調査の実施について
第4回	平成30年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・H29 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・H30 まちなか活性化事業の募集について ・中心市街地居住者アンケート調査の結果報告 ・まちなか活性化事業補助金の見直しについて

○平成30年度

回数	開催日	議 題
第1回	平成30年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・H29 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて ・H29 協議会収支決算、H30 協議会収支予算
第2回	平成30年6月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・H30 まちなか活性化事業補助金個別事業の審査 ・H29 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価
第3回	平成30年8月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・H30 まちなか活性化事業補助金個別事業の審査（二次募集分） ・H30 まちなか活性化事業補助金の運営委員会再審査結果について
第4回	平成31年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・H30 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・まちなか活性化事業補助金の見直しについて 中心市街地活性化基本計画、まちなか活性化計画の変更について

○平成31年度

回数	開催日	議 題
第1回	平成31年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・H30 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・H30 協議会収支決算、H31 協議会収支予算
第2回	令和元年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度まちなか活性化事業補助金個別事業の審査 ・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて
第3回	令和元年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度まちなか活性化事業補助金個別事業の審査（二次募集分） ・H30 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・4西2地区中心市街地活性化事業用地の活用に関する事業募集
第4回	令和元年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画、まちなか活性化計画の変更について

■岩見沢市中心市街地活性化協議会運営委員会 開催状況

○平成 24 年度

回数	開催日	議 題
第 1 回	平成 24 年 4 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24 岩見沢市中心市街地活性化事業審査方法 ・ 岩見沢市中心市街地活性化個別事業（H23 実績、H24 申請） ・ H23 協議会運営費収支決算、H24 運営費収支予算
第 2 回	平成 24 年 6 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24 岩見沢市中心市街地活性化個別事業申請 ・ 中心市街地活性化基本計画の第 8 回計画変更について ・ 2 期中心市街地活性化基本計画の作成について（作成スケジュール他） ・ まちづくりアンケートの実施について
第 3 回	平成 24 年 8 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24 岩見沢市中心市街地活性化個別事業申請 ・ 中心市街地活性化セミナー開催について
第 4 回	平成 24 年 11 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24 岩見沢市中心市街地活性化個別事業申請
第 5 回	平成 25 年 3 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりアンケート（調査対象：協議会会員、商店街）の調査結果 ・ 2 期中心市街地活性化基本計画の作成について（市からの要望：具体的な事業の協議）
第 6 回	平成 25 年 3 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の第 9 回計画変更について（計画期間の 1 年間延長等） ・ H25 協議会予算案

※構成員 13 名

○平成 25 年度

回数	開催日	議 題
第 1 回	平成 25 年 6 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H24 協議会運営費収支決算案 ・ 中心市街地協議会の組織体制について ・ H25 岩見沢市中心市街地活性化補助金について ・ 2 期中心市街地活性化基本計画の骨子案について
第 2 回	平成 25 年 6 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 岩見沢市中心市街地活性化補助金について
第 3 回	平成 25 年 7 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 岩見沢市中心市街地活性化補助金の審査方法 ・ 2 期中心市街地活性化基本計画について
第 4 回	平成 25 年 8 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25 岩見沢市中心市街地活性化補助金の審査方法 ・ 2 期基本計画検討部会の報告
第 5 回	平成 25 年 8 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 期中心市街地活性化基本計画に搭載する事業について
第 6 回	平成 26 年 1 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 期基本計画の総括及び 2 期基本計画の経緯 ・ （仮称）岩見沢市まちなか活性化計画について

第7回	平成26年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・1期基本計画の未実施事業について ・岩見沢市まちなか活性化計画原案について
第8回	平成26年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・岩見沢市まちなか活性化計画原案について
第9回	平成26年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・H25 岩見沢市中心市街地活性化事業個別補助金評価 ・H26 協議会予算案

※構成員 13 名

○平成26年度

回数	開催日	議 題
第1回	平成26年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・H25 岩見沢市中心市街地活性化事業個別補助金評価 ・H25 空き店舗対策等の実績
第2回	平成26年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・H26 岩見沢市中心市街地活性化事業個別補助金審査 ・H25 協議会収支決算案 ・1期基本計画に対する協議会意見
第3回	平成26年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・H26 岩見沢市中心市街地活性化事業個別補助金審査 ・中心市街地活性化事業支援補助金交付要綱の一部改正（案）について
第4回	平成26年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・仲の店商工協同組合事業の評価と今後の取扱いについて ・第2期中心市街地活性化基本計画について
第5回	平成26年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・仲の店商工協同組合事業の評価と今後の取扱いについて ・第2期中心市街地活性化基本計画について ・中心市街地活性化事業支援補助金個別事業の事後評価について
第6回	平成26年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期中心市街地活性化基本計画について（市に提案した31事業の2期基本計画での事業化について）
第7回	平成27年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画（案）について
第8回	平成27年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化事業支援補助金個別事業の事後評価 ・H27 中心市街地活性化事業の募集について

※構成員 12 名

○平成27年度

回数	開催日	議 題
第1回	平成27年4月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化事業支援補助金個別事業の事後評価 ・H26 協議会運営費収支決算案
第2回	平成27年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・H27 まちなか活性化事業補助金個別事業の審査 ・岩見沢市まちなか活性化計画の変更について
第3回	平成27年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・H27 まちなか活性化事業補助金の変更について

第4回	平成27年9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか活性化事業補助金の取り扱いについて ・評価方法の見直しについて
第5回	平成27年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか活性化事業補助金交付要綱内規について ・H27 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価
第6回	平成28年3月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・H27 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・H28 中心市街地活性化事業の募集について ・社会資本総合整備計画の事後評価について

※構成員 12名

○平成28年度

回数	開催日	議 題
第1回	平成28年4月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて ・H27 協議会収支決算、H28 協議会収支予算
第2回	平成28年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・H28 まちなか活性化事業補助金個別事業の審査 ・中心市街地活性化基本計画、まちなか活性化計画の変更について
	平成28年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画の変更について、協議会の意見聴取
第3回	平成29年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・H28 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・岩見沢市中心市街地活性化基本計画・まちなか活性化計画の変更について
第4回	平成29年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・H28 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・H29 まちなか活性化事業の募集について

※構成員 12名

○平成29年度

回数	開催日	議 題
第1回	平成29年4月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・H28 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・H28 協議会収支決算、H29 協議会収支予算
第2回	平成29年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・H29 まちなか活性化事業補助金個別事業の審査 ・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて
第3回	平成29年9月1日	北海道中小機構山下マネージャーとの意見交換会
第4回	平成29年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・岩見沢都市計画用途地域・準防火地域の変更について ・意見交換会を踏まえた協議
第5回	平成29年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・H29 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価
第6回	平成30年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地居住者アンケート調査の結果報告 ・まちなか活性化事業補助金の見直しについて
第7回	平成30年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・H29 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価

		<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 まちなか活性化事業の募集について ・ まちなか活性化事業補助金の見直しについて
--	--	--

※構成員 12 名

○平成 30 年度

回数	開催日	議 題
第 1 回	平成 30 年 4 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H29 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて ・ H29 協議会収支決算、H30 協議会収支予算
第 2 回	平成 30 年 5 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 まちなか活性化事業補助金個別事業の審査 ・ まちなか活性化事業補助金の見直しについて
第 3 回	平成 30 年 7 月 14 日	中心市街地活性化協議会運営委員会と市商連との意見交換会
第 4 回	平成 30 年 8 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 まちなか活性化事業補助金個別事業の審査（二次募集分） ・ H30 まちなか活性化事業補助金の運営委員会再審査結果について ・ まちなか活性化事業補助金の見直しについて
第 5 回	平成 30 年 9 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちなか活性化事業補助金の見直しについて ・ 中心市街地活性化基本計画・まちなか活性化計画の変更について ・ まちなか活性化計画後期プランの策定について ・ 4 西 2 地区中心市街地活性化事業用地の活用について
第 6 回	平成 30 年 11 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちなか活性化事業補助金の見直しについて
第 7 回	平成 31 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 まちなか活性化事業補助金個別事業の審査 ・ まちなか活性化事業補助金の見直しについて

※構成員 12 名

○平成 31 年度

回数	開催日	議 題
第 1 回	平成 31 年 4 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・ H30 協議会収支決算、H31 協議会収支予算
第 2 回	令和元年 5 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度まちなか活性化事業補助金個別事業の審査 ・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて
第 3 回	令和元年 7 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度まちなか活性化事業補助金個別事業の審査（二次募集分） ・ H30 まちなか活性化事業補助金個別事業の事後評価 ・ 4 西 2 地区中心市街地活性化事業用地の活用に関する事業募集

第4回	令和元年11月21日	・中心市街地活性化基本計画・まちなか活性化計画の変更について
-----	------------	--------------------------------

※構成員 12名

■岩見沢市中心市街地活性化協議会 2期基本計画検討専門部会 開催状況

岩見沢市は、協議会に対して、中心市街地活性化の基本方針や活性化に寄与する具値的な事業の協議を進める要望文書を提出し（平成24年2月25日）、それを受けて平成24年4月25日に2期基本計画検討専門部会が設置されました。

○平成25年度

回数	開催日	議 題
第1回	平成25年4月25日	・中心市街地の現状、1期基本計画の取り組み状況、2期基本計画の作成に向けて ・専門部会の目的と進め方
第2回	平成25年5月15日	・中心市街地活性化の方向性について（グループ討議）
第3回	平成25年6月6日	・中心市街地活性化の方向性について（グループ討議）
第4回	平成25年6月20日	・中心市街地活性化の方向性について（グループ討議）
第5回	平成25年7月3日	・2期中心市街地活性化基本計画に搭載する事業取りまとめ

※構成員 21名

■岩見沢市中心市街地活性化協議会 まちなか交通検討専門部会 開催状況

協議会は、基本計画に掲載された事業の推進を図るため、まちなか交通の利便性向上を検討する専門部会を設置しました。

○平成28年度

回数	開催日	議 題
第1回	平成28年7月20日	・岩見沢市地域公共交通網形成計画について ・意見交換
第2回	平成28年9月5日	・まちなか交通の利便性について（意見交換）

※構成員 7名

（2）岩見沢市中心市街地活性化協議会の構成

■岩見沢市中心市街地活性化協議会会員

区 分	団 体 名	根拠法令
必須構成員	岩見沢商工会議所	法第15条第1項第2号
	(株)振興いわみざわ	法第15条第1項第1号
任意構成員	岩見沢市商店街振興組合連合会	法第15条第4項・第5項

	岩見沢消費者協会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢市観光協会	法第 15 条第 8 項
	国立大学法人北海道教育大学	法第 15 条第 8 項
	いわみざわ農業協同組合	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	北海道旅客鉄道(株)岩見沢駅	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	空知中央バス(株)岩見沢営業所	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	岩見沢地区ハイヤー協会	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	岩見沢青年会議所	法第 15 条第 8 項
	岩見沢商工会議所青年部	法第 15 条第 8 項
	岩見沢建設協会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢市町会連合会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢料飲店連合会	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	岩見沢市医師会	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	北海道税理士会岩見沢支部	法第 15 条第 8 項
	岩見沢金融協会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢地方宅建協会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢市	法第 15 条第 4 項・第 5 項

会員 20 名

事務局：岩見沢商工会議所

[岩見沢市中心市街地活性化協議会体制図]

協 議 会

【役割】

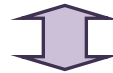
- ・ 岩見沢市が作成する基本計画について意見を提出する
- ・ 議案の協議及び承認を行う



運 営 委 員 会

【役割】

- ・ 協議会に提出する議案の調整と作成
- ・ 専門部会から提出される議案の調整
- ・ その他協議会の運営に関し必要な事項



専 門 部 会

【役割】

- ・ 協議会へ提出する議案に関する専門的事項の協議・調整
- ・ その他運営委員長から指示を受けた事項

(3) 法第 15 条第 3 項の規定の適合

岩見沢市中心市街地活性化協議会の設立内容については、平成 19 年 12 月に協議会のホームページを開設し、設立経緯、組織、規約、協議会・運営委員会の議事録などの情報を公開しています。

(4) 岩見沢市中心市街地活性化協議会からの意見書

平成 27 年 1 月 21 日

岩見沢市長 松 野 哲 様

岩見沢市中心市街地活性化協議会
会 長 五十嵐 閣

岩見沢市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平成 26 年 11 月 18 日付岩中第 59 号で貴市から依頼のありました、岩見沢市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「新計画（案）」という。）については、当市中心市街地の活性化に大きく寄与するものと認められ、概ね妥当であるとの

結論に至りました。

なお、新計画（案）が実効性のあるものとするため、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記のとおり意見を申し添えます。

記

（附帯意見）

（1）中心市街地活性化への取り組みについて

岩見沢市が将来に亘り空知の中心都市として機能していくためには、市全体の活性化が必要であり、とりもなおさず中心市街地の活性化が重要である。

前計画に続く新計画の策定と着実な実践は、岩見沢市の中心市街地活性化を進める上で必要な取り組みであり、国の認定を目指されることは時宜を得たものと評価するが、次の事項に配慮願いたい。

- ① 当協議会はこれまで、協議会、運営委員会、専門部会を開催し、官民一体となった中心市街地活性化の取り組みについて協議を重ねてきた。岩見沢市におかれては、今後とも市民、民間事業者、商業者等が共有、共感できるまちづくりを目指し、尽力されたい。

（2）中心市街地の基本方針と目標について

前計画で掲げた3つの目標指標のうち、中心市街地の居住者人口、歩行者通行量については、上昇傾向又は下げ止まりに転じるなど効果は見られたものの、全ての指標で目標値を達成できなかったが、新計画（案）では効果が見え始めた基本方針や区域を絞り込むとともに、空き店舗数や公共公益施設の利用者数の目標指標を新たに設定したことは、前計画の検証結果や分析を踏まえ導かれたものであり、妥当と考える。

（3）中心市街地活性化事業について

新計画（案）に盛り込まれた事業は、前計画の成果や課題を踏まえ即効性が期待できる事業が中心となっており、概ね妥当であると考えているが、次の事項について十分配慮願いたい。

- ① 岩見沢市においては、基本方針に則り中心市街地の活性化に向け、国、道、関係機関と十分に連携を図るとともに、市民や商業者、関係団体など一丸となって着実効果的に取り組んでいただきたい。
- ② 中心市街地の活性化には、民間事業者の積極的な参加が不可欠であり、岩見沢が投資環境として選ばれるよう、市のインセンティブを發揮していただきたい。
- ③ 当協議会がまとめた「中心市街地活性化の基本方針や活性化に寄与する具体的な事業」のほか、市民から提案のあった事業等について引き続き協議会と検討を進めるとともに、事業化に努めるなど確かな成果を一つひとつ積み上げていただきたい。

④ 新計画（案）に掲げる事業の実効性を確保するとともに、各事業のフォローアップにより、事業の効果や妥当性の検証に努めていただきたい。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

1) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等の連携・調整等

【NPO法人はまなすアート&ミュージックプロダクションの芸術・文化活動】

NPO法人はまなすアート&ミュージックプロダクションは、地域に根ざした芸術・文化を創造、発信し、発展させていくとともに、市民が芸術・文化を享受できる地域文化の増進に寄与することを目的に、平成13年に発足した団体で、日本最大を誇る野外音楽堂「キタオン」を拠点として活動してきました。

同法人は平成25年度からは岩見沢市民会館・文化センターの指定管理者となり、「岩見沢市民会館・文化センターを拠点とした芸術文化事業および情報発信事業」を実施しています。音楽・美術などの総合芸術を企画して市民に提供しており、音楽ではプロ公演の他、市民参加型のバンド発表や市民がプロデュースする事業を実施、美術では市民参加型の長期的な展覧会を開催しています。



【NPO法人炭鉱の記憶推進事業団の地域資源情報発信活動】

平成13年に任意団体として発足した、三笠幌内を中心に炭鉱遺産を巡る「幌内歩こう会」が前身となり、平成19年に空知地域全体の炭鉱遺産をフィールドとする「NPO法人炭鉱の記憶推進事業団」が設立されました。

空知旧産炭地域に住む人々や訪れる人々に対し、有形・無形の炭鉱遺産を将来にわたって継承し公開することで、地域固有の歴史的文脈の意義と価値を認識し、それに基づいた地域の活性化に寄与することをミッションに掲げて活動しています。具体的な活動の一つとして、市内中心部を舞台に、炭鉱時代から残る商店や街の歴史を体感できるまち歩きプログラム“ぷらぷら歩き岩見沢”を企画・実施しています。

平成21年に岩見沢市1条西4丁目に開設した「そらち炭鉱の記憶マネジメントセンター」では、炭鉱遺産・鉄道などの地域資源情報や観光などの地域情報を提供・発信しています。また、事務所の奥に併設されている石蔵（明治42年建設）を活用して、アートギャラリーやコンサートなどを開催しています。



10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

本市は、空知の中心都市として発展し、中心市街地には小売店舗・飲食店や、北海道空知総合振興局などの官公庁施設や教育・文化施設、多数の医療施設や福祉施設のほか、JR岩見沢駅やバスターミナルなどの交通関連施設など、様々な都市機能が集積しています。しかし近年、大規模小売店舗の郊外地への立地が進む中、中心市街地に立地していた大規模小売店舗や大規模事業所等の撤退・移転、商店街の空き店舗化が進展しています。また、中心市街地を含む人口集中地区の人口密度は3,800人/㎢と低密度の状況にあり、市街地の拡散状況もうかがわれます。

このような状況の中、都市計画マスタープラン（平成17年度策定、平成23年度改訂）では、目指すべき方向性として「まち歩き文化を育む」を掲げ、コンパクトで便利な都市をめざすとともに、まちなかの魅力を高めることとしています。コンパクトな都市づくりは、市民の生活利便性を高め、環境への負荷を少なくするばかりでなく、雪の多い岩見沢にとって除排雪など都市の維持管理コストの低減にもつながるものです。

本市では、都市計画マスタープランの都市づくりの方向性を踏まえ、都市機能の集積を図るべく、準工業地域における大規模集客施設の立地制限や、中心市街地において大規模小売店舗が撤退した建物や跡地の利活用、老朽化した公共公益施設の中心市街地区域内での整備などを推進しています。また、中心市街地の駅北地区の土地区画整理事業が完了したところですが、今後は土地区画整理事業により整備された土地をはじめ、未利用地となっている中心市街地内の土地を有効活用し、まちなか居住の推進を図っていくこととしています。

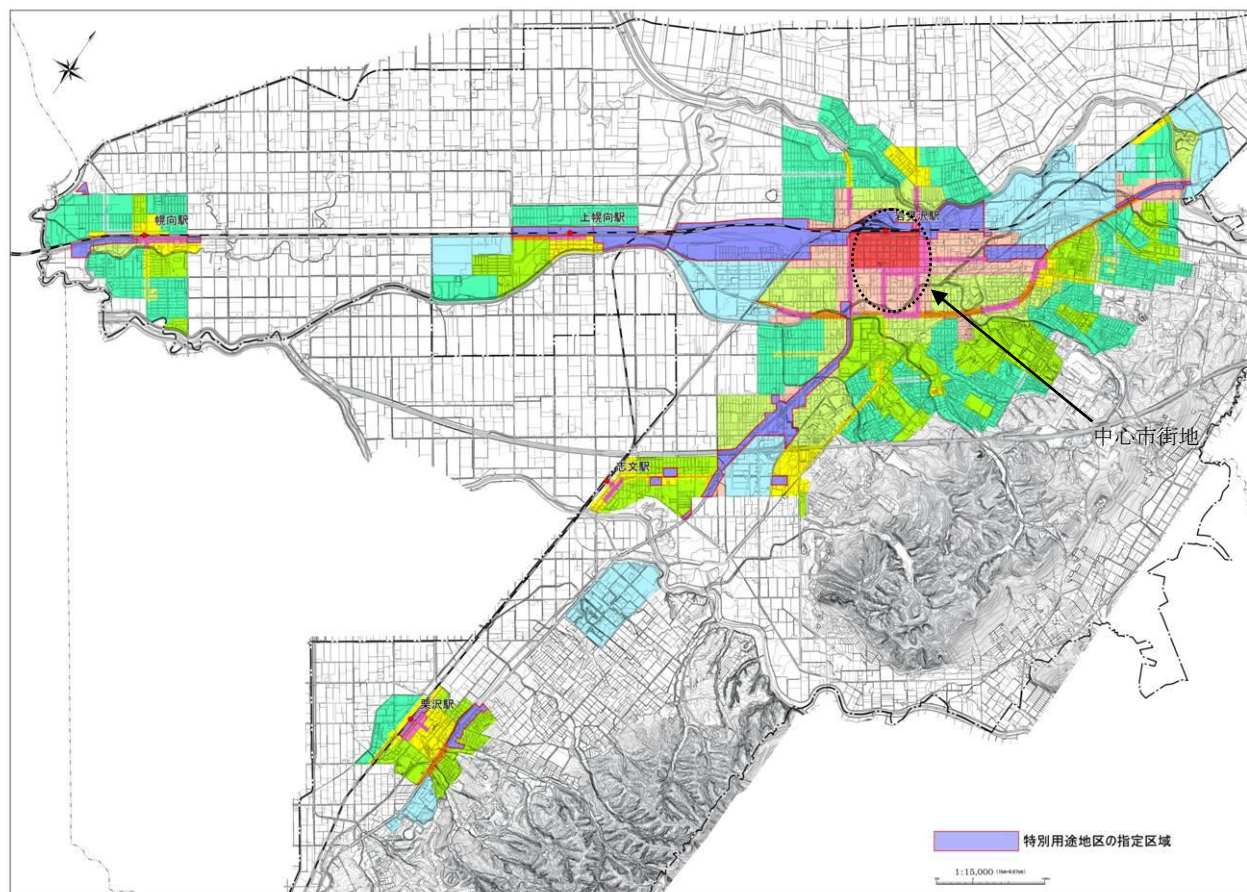
[2] 都市計画手法の活用

【準工業地域における大規模集客施設の立地制限】

中心市街地の都市機能を高めて「コンパクトなまちづくり」を進めるため、準工業地域における 10,000 m²を超える大規模集客施設の立地制限を行う「特別用途地区」の指定を、都市計画区域内全ての準工業地域の約 331ha に設定しました。特別用途地区の都市計画決定については、平成 20 年 3 月 26 日に岩見沢都市計画区域内の準工業地域 317ha に対する都市計画変更の決定告示がなされ、建築物の制限に関する条例についても同日に施行されています。また、平成 21 年 10 月 31 日に旧栗沢都市計画区域内の準工業地域 14ha を「特別用途地区」に加える都市計画変更を行っています。

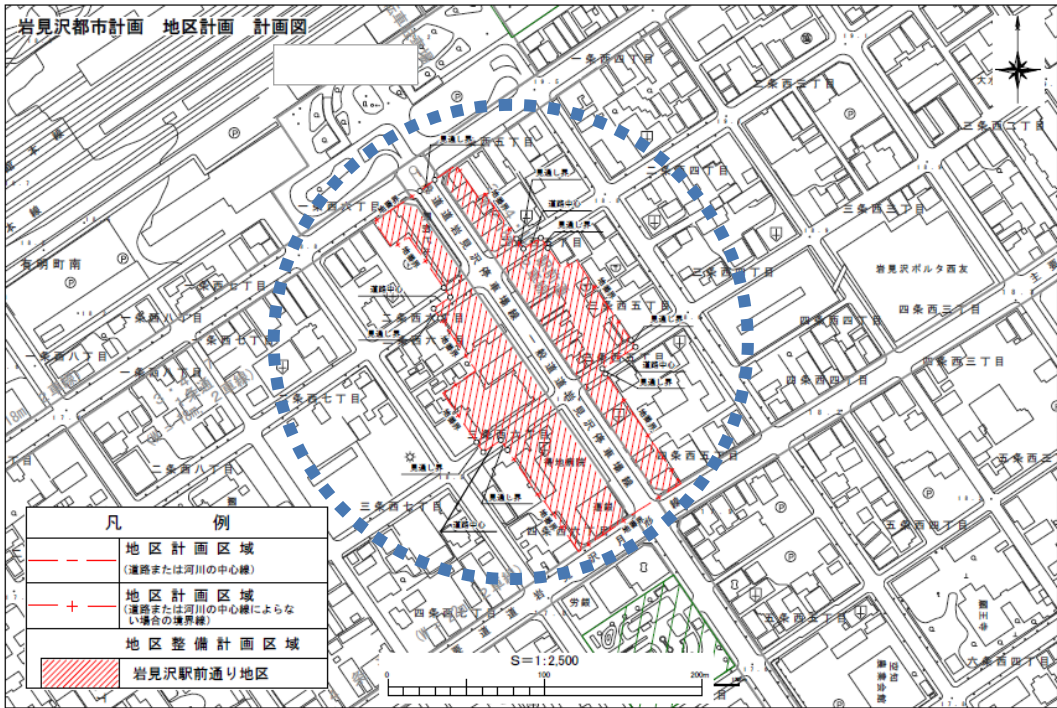
中心市街地内に準工業地域は約 9ha 指定されていますが、現況土地利用は、岩見沢レールセンターなど J R 北海道の鉄道用地に加えて、駅北駅前広場、駐車場等となっています。土地区画整理事業により整備され、業務施設用地と位置付けられた鉄道沿線の土地については、現在データセンターが建設されています。

■準工業地域への特別用途地区指定図（面積：約 331ha）



【第一種大規模小売店舗立地法特例区域】

本市は、中心市街地内の「岩見沢市 4・3 地区及び 3・4 地区（約 0.94ha）」について、北海道に対して第一種特例区域の指定を要請し、平成 21 年 3 月に指定されました。この地区は、西友岩見沢店の撤退後、市が購入した第 1・2 ポルタビルが所在する地区で、前計画において、中心市街地の賑わい創出に向けて商業施設、公益施設及び業務施



[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における都市機能のストック状況

・行政機関、都市福利施設等の立地状況

分類	No.	施設名	備考
官公署	1	北海道空知総合振興局	北海道庁の総合出先機関
	2	札幌法務局岩見沢支局	平成18年6月新庁舎が完成
	3	岩見沢消防署	
	4	岩見沢社会保険事務所	
文教・厚生・交流施設	5	市民会館・文化センター (まなみーる)	文化活動の拠点施設
	6	絵画ホール・松島正幸記念館	旧岩見沢警察署を歴史的文化遺産として保存している建物
	7	岩見沢市生涯学習センター	勤労青少年の福祉の向上や婦人の文化・教養の増進など、「性別、年齢を問わず幅広い世代間の交流」も視野に入れた、生涯学習活動を総合的に支援する拠点施設
	8	イベントホール赤れんが	隣接する駅東市民広場の壁を開放すると、ホールと広場の一体的利用が可能
	9	コミュニティプラザ	多目的ホール、会議室等
	10	有明交流プラザ	市民サービスセンター、空知支庁パスポート窓口、岩見沢地域食品衛生協会、消費者センターを平成21年3月に移転開設した。
産業・情報関連施設	11	自治体ネットワークセンター	コミュニティプラザの階上であり、高度ICT時代に即した地域拠点施設
	12	ITビジネスセンター	
	13	新産業支援センター	新規事業展開をめざす企業への支援や起業家育成等を通じた新産業創出
	14	岩見沢商工会議所	
	15	いわみざわ農業協同組合	
	16	金融機関	
	17	郵便局	
交通関連施設	18	JR岩見沢駅	平成12年駅舎が焼失し、平成19年6月新駅舎が完成、平成21年3月には複合駅舎部分も完成した。
	19	岩見沢ターミナル(北海道中央バス・バスターミナル)	コミュニティプラザ、自治体ネットワークセンターに併設されており、郊外線・市内線が集約されている。
教育施設	20	駒澤大学看護福祉専門学校	
社会福祉施設	21	中央児童館	
	22	天使幼稚園	
	23	みどり保育園	
	24	西保育園	
大規模小売店舗施設	25	Aコープであえる岩見沢店	

本市の中心市街地には、北海道庁の出先機関として空知管内の 10 市 14 町を所管している空知総合振興局をはじめ、札幌法務局岩見沢支局などの官公署施設が立地しています。

また、保健・健康施設としては、岩見沢市立病院に隣接して市民健康センターが立地しており、市民の健康づくりの拠点として機能しています。

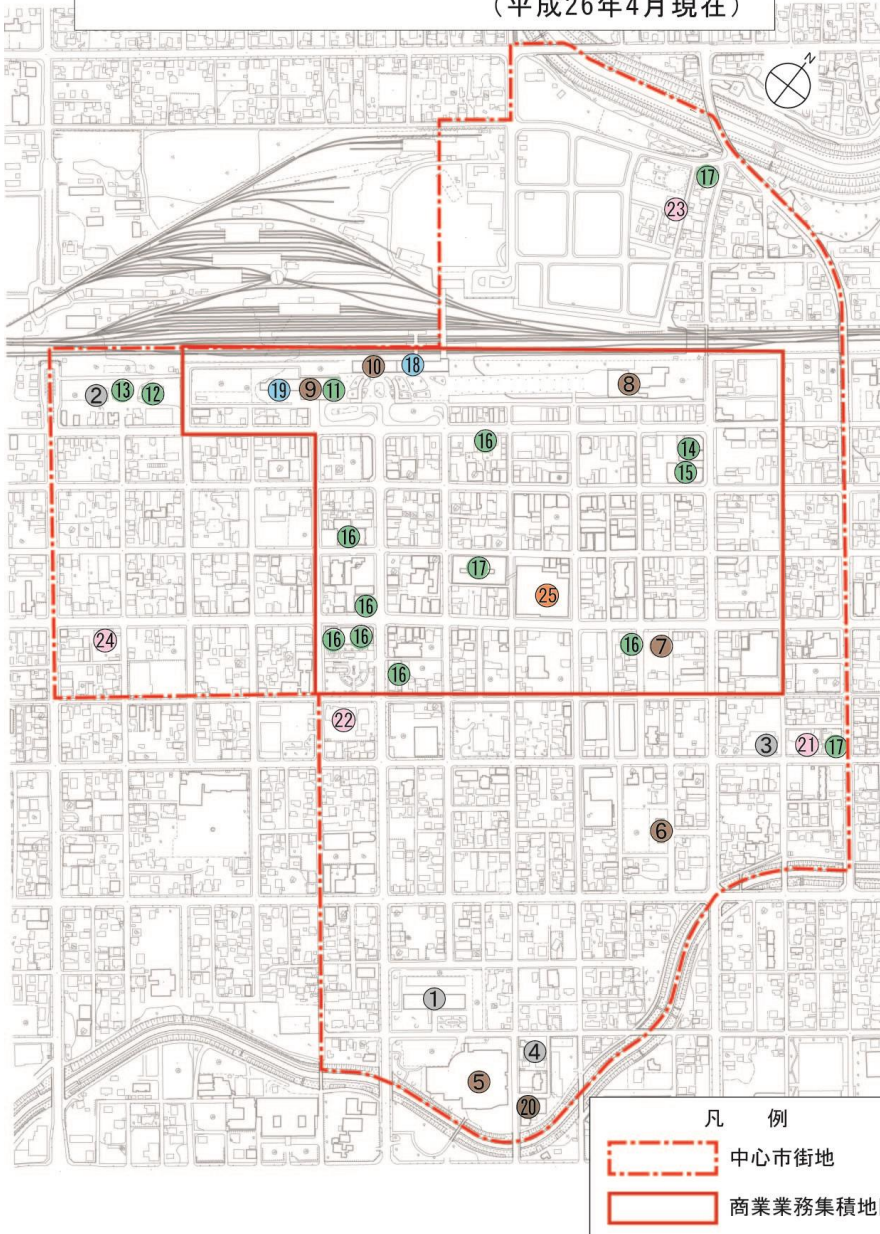
文教・厚生・交流施設は、市民会館・文化センター（まなみーる）をはじめ、イベントホール赤れんが、コミュニティプラザなどが立地しています。また、空知婦人会館、働く婦人の家、勤労青少年ホームの施設が老朽化したこともあり、これら 3 館の機能と武道場などの新たな機能を加えた生涯学習センターが整備されました。

産業・情報関連施設については、本市が全国の地方自治体に先駆けて高度 ICT 基盤（自営光ファイバ網）を整備したこともあって、自治体ネットワークセンターや IT ビジネスセンター、新産業支援センターなどが JR 岩見沢駅周辺に立地しています。また、空知信用金庫本店をはじめ中心市街地には金融機関も集積しています。

交通関連施設としては JR 岩見沢駅と駅に隣接して岩見沢ターミナル（バスターミナル）があります。岩見沢駅舎は、平成 21 年に駅施設と市の有明交流プラザとの複合施設として整備され、同プラザでは市のサービスセンターや空知総合振興局パスポート窓口のほか、ギャラリー、センターホールなどがあり、市民交流活動の場として機能しています。

大規模小売店舗は、中心市街地には「金一館ビル（ラルズ）」、「ファミリーデパート（三番館）」、「岩見沢ポルタ（西友）」の 3 施設が立地していましたが、郊外地に大規模小売店舗が相次いで開業する中、ラルズ、三番館がそれぞれ平成 13 年、17 年に撤退し、最後まで営業を続けていた西友も平成 21 年には撤退しました。そのため、市ではポルタビルの再生・整備を行い、平成 24 年には市施設や交流機能とともに商業施設が入居した「であえーる岩見沢」として再生オープンしました。

中心市街地における都市機能のストック状況
(平成26年4月現在)



- 官公署
- ① 北海道空知総合振興局
 - ② 札幌法務局岩見沢支局
 - ③ 岩見沢消防署
 - ④ 岩見沢年金事務所
- 文教・厚生・交流施設
- ⑤ 市民会館・文化センター
(まなみーる)
 - ⑥ 絵画ホール・松島正幸記念館
 - ⑦ 岩見沢市生涯学習センター
(いわなび)
 - ⑧ イベントホール赤れんが
 - ⑨ コミュニティプラザ
 - ⑩ 有明交流プラザ
- 産業・情報関連施設
- ⑪ 自治体ネットワークセンター
 - ⑫ ITビジネスセンター
 - ⑬ 新産業支援センター
 - ⑭ 岩見沢商工会議所
 - ⑮ いわみざわ農業協同組合
 - ⑯ 金融機関
 - ⑰ 郵便局
- 交通関連施設
- ⑱ JR岩見沢駅
 - ⑲ 岩見沢ターミナル
(北海道中央バス・バスターミナル)
- 教育施設
- ⑳ 駒沢大学看護福祉専門学校
- 社会福祉施設
- ㉑ 中央児童館
 - ㉒ 天使幼稚園
 - ㉓ みどり保育園
 - ㉔ 西保育園
- 大規模小売店舗施設
- ㉕ Aコープであえーる岩見沢店

(2) 主な既存ストックの活用事業

- ・ イベントホール・広場活用事業：イベント等の開催
- ・ まちなか活性化事業補助金：共同住宅等建設及びソフト事業の実施への支援
- ・ 高齢者まちなか移住推進事業：郊外から中心市街地への転居支援
- ・ 空き店舗・空き家等利活用促進事業：相談・支援
- ・ 空き店舗等改修支援事業：空き店舗対策
- ・ いわみざわ駅まる。：複合駅舎等を活用した各種発信活動
- ・ であえーる岩見沢交流空間活用事業：ソフト事業の展開

[4] 都市機能の集積のための事業等

(1) 生涯学習センター

急速な高まりをみせる市民の生涯学習活動に対するニーズに対応するため、狭小で老朽化している空知婦人会館等3施設を建て替え、親子学習機能や武道場などの機能を加えた複合施設として中心市街地内に整備を行い、平成25年4月にオープンしました。事業は、「暮らし・にぎわい再生事業(国土交通省)」、「地域づくり総合交付金(北海道)」及び「合併特例債」を導入しています。



(2) その他都市機能の集積のための主な事業等

- ・ 駅北土地区画整理事業区域の土地利用促進
- ・ 市営住宅整備事業
- ・ 3・5地区マンション事業
- ・ 子育て支援機能拡充事業
- ・ 健康づくり拠点整備事業
- ・ 3・4・10 駅前通整備事業
- ・ 3・4・7 一条通整備事業
- ・ 駅前通他関連整備事業
- ・ 駅前通沿道街区整備促進事業
- ・ まちなか活性化事業補助金
- ・ 空き店舗等対策事業補助金 など

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

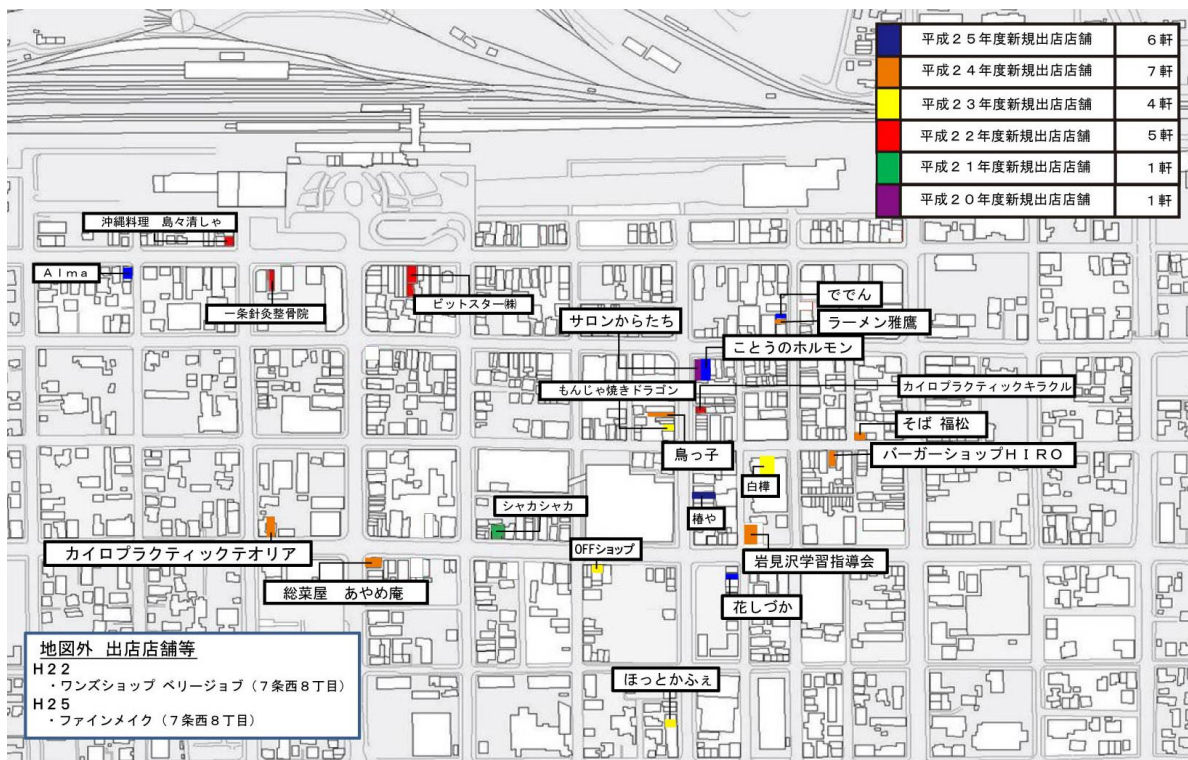
① 中心市街地コンバージョン事業の実施

中心市街地コンバージョン事業は前計画の事業として、平成20年度より実施していますが（平成23年度までは商店街コンバージョン事業として実施）、計画では2施設程度の開業の見込みでしたが、空き店舗の調査・紹介の窓口となった「マチ住まい倶楽部」が、利用希望者の要望を聞き取りながら家主と交渉を進め、平成25年度までの実績（営業中のみ）は24件と大きな成果をあげました。この事業により、増加し続けている空き店舗の解消のみならず、新たな雇用を生んでいます。

平成25年度からは、岩見沢地方宅建協会が市の委託により窓口を開設し、空き店舗に加えて空き家や空き地の紹介を行っています。

平成27年度からは、「空き店舗等対策事業補助金」として制度拡充を行い、発展的に取り組んでいきます。

○ 中心市街地コンバージョン事業により開業した店舗・事業所等の位置図



②起業塾、匠講座

中心市街地にある4条通り商店街では、年間を通して「4条通り活性化事業」を実施していますが、平成24年9月から25年1月までに、商店街の店舗を会場にして月1回の「匠講座」を実施しました。この事業は、店主などが講師となり、専門知識や技術を市民に紹介することで、市民に商店街に足を運んでもらう活性化に寄与する事業です。また、若者の起業を促すための「起業塾」も同時期に5回開催しており、実践的な知識やノウハウなどを伝えながら、新規開業者の育成を図っています。これらの試みは、今後も引き続いて商店街が持続的に取り組んでいきます。



③いわみざわ駅まる。

「いわみざわ駅まる。」は、岩見沢市観光振興ビジョンに基づき、岩見沢複合駅舎を中心とした周辺施設を活用しながら、「賑わいのあるまち」の創出をめざし展開しているプロジェクトです。活動は平成23年より実施しており、お宝、写真、音楽、歴史、スタンプラリーなどを通して駅と鉄道の魅力の再発見、新たな情報発信などを行っています。

平成25年5月には「一般社団法人いわみざわ駅まるプロジェクト」が設立され、複合駅舎内に設置された「岩見沢観光物産拠点センター iWAFo (イワホ)」において、観光案内や物産品を販売しています。また、イワホでは岩見沢の様々な情報をホームページやブログ、駅まるTVなどを通じて情報発信しています。



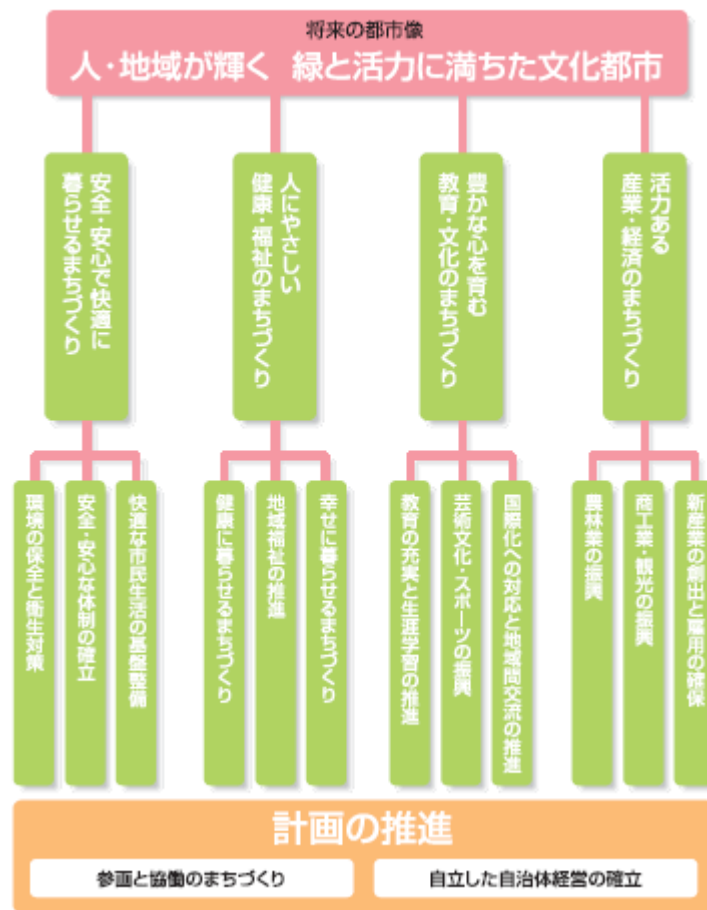
[2] 都市計画等との調和

(1) 新岩見沢市総合計画

新岩見沢市総合計画は、市政運営と市民活動の指針を示すもので、計画期間は平成 20 年度を初年度とし平成 29 年度を目標年度としています。総合計画の基本構想では、将来の都市像を「人・地域が輝く 緑と活力に満ちた文化都市」と定め、基本計画は基本構想の実現を目指すために必要な施策を明らかにしています。

基本計画の産業・経済のまちづくりでは、商工業・観光の振興として①活力ある商工業の形成、②中心市街地の活性化、③魅力ある観光の展開を示し、まちなか活性化に向けた施策の方向としては商店街の支援、まちなか居住の推進、複合駅舎への公共公益施設の位置づけと市民・学生の文化活動への支援、交通アクセスの利便性向上と歩道整備やバリアフリー化の推進を示しています。

新岩見沢市総合計画の施策体系



(2) 岩見沢市都市計画マスタープラン

岩見沢市都市計画マスタープランは、将来都市像として「みどりと人のつながりでつくる安全・健康・文化都市いわみざわ」としていますが、これは新岩見沢市総合計画に示された都市像と整合あるものとなっています。計画期間は、長期的な都市づくりの基

本方針を示すもので平成 18 年度から 37 年度までの 20 年間としています。

都市計画マスタープランでは、目指すべき方向性の一つとして「まち歩き文化」を育むこととし、「コンパクトで便利な都市」としていくことを示しています。

■『まち歩き文化』を育む。

コンパクトで便利な都市を目指します

市民の生活利便性を高め、環境への負担が少なく、除排雪など都市の維持管理コストも少ない、適切な土地利用によるコンパクトな都市をめざします。

- 市街地の拡大を抑制し、自然環境と農地を保全するとともに、市街地に残るオープンスペースを活用し、総合的な防災力をたかめます。
- 公共施設をまちなかに集約し、どこからでも利用しやすくします。

快適なアクセスを確保します

車を運転する人もしない人も気軽にまちなかに出ることができるよう、多様な交通手段が連続する環境づくりをめざします。

- 駅前通と都市内ループ道路を整備するとともに、公共交通システム、歩行者・自転車道路ネットワークの形成を進めます。

まちなかの魅力をたかめます

多様な魅力を発掘し、それらをつなげ、まちなかを志向する市民にとって住み心地がよく、訪れる人にとってもぶらりと回遊が楽しめるまちなかをめざします。

- まちなかの土地を利活用し、定住条件を整え、まちなか居住を進めます。
- 駅周辺の整備を進めるとともに、魅力あるスポットや交流の場をつなぐ回遊ネットワークを形成します。

歴史的な資源を活用します

鉄道のまち、教育のまち、農業のまちとして発展してきた資源を市民活動を支える場として活用し、都市の魅力を高めていきます。

- 駅北のレールセンターなどの産業施設を市民活動の場として再生します。
- 高校、大学と連携して市民の生涯学習や交流の場づくりを進めます。

また、土地利用の方針として、「中心市街地の活性化」について次のことを示しています。

【中心市街地の活性化】

- 商業の活性化だけでなく、都市福祉施設や住宅の供給による居住環境の向上など一体的な取り組みにより、中心市街地の活性化を図ります。
- 沿道サービスゾーンは原則として現在の範囲に収めます。
- 敷地周辺の緑化、屋外広告物の規制、建物の色彩誘導灯、沿道サービスゾーンの景観向上を図ります。

(3) 岩見沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 21 年 10 月変更）

北海道は「岩見沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、都市づくり

の基本理念や主要な都市計画の決定の方針などを、平成 32 年の姿として策定していません。

■都市づくりの基本理念

- ・都市づくりとしては、人口減少が避けられない状況であることから、今後は市街地の拡大を抑制し、現在の都市基盤を活用しつつ既成市街地の充実を図り、環境への負荷を軽減するなど、都市の維持管理コストを抑制した都市経営を可能とするため「将来に向けて都市構造を再構築する」ことを目標としています。
- ・中心市街地については、岩見沢市中心市街地活性化基本計画に基づき、街の顔となる駅周辺地区の環境整備を進め、「まちなか回遊、まちなか居住、まちなか雇用の促進」を活性化の目標としています。
- ・将来の市街地の枠組みと都市構造を明確にして、都市施設の整備や公共施設の適正配置等により、良好な市街地の形成を進めていく必要があるものとしています。また、中心市街地の活性化を推進するとともに外縁部の市街化の抑制により、コンパクトなまちづくりを進めていくこととしています。

■主要用途の配置の方針

○住宅地

- ・既存の中心商業業務地は都心住宅地とし、中高層住宅を主体として商業・業務施設等が適切に複合した利便性の高い都心居住としての住環境の形成を図ります。

○商業業務地

- ・JR岩見沢駅を中心とした中心商業業務地は、これまで南空知圏における商業業務の中心地区としての役割を果たし、多くの商業業務施設が集積している地区であり、今後も、商業業務系施設（IT関連を含む）の集積を図るとともに、都心居住などの機能を備えた複合施設や駅前通などの環境整備等による地区の魅力の向上を積極的に図ります。

■土地利用の方針

○土地の高度利用に関する方針

- ・中心商業業務地の岩見沢駅前通沿道地区については、駅前通の拡幅整備に伴い、駅前地区として交通・情報等の拠点にふさわしい商業・業務に加え公共公益、居住等の都市サービス機能が充実する多機能型生活街区を形成するため、市街地再開発事業等による土地の高度利用を図ります。

○用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

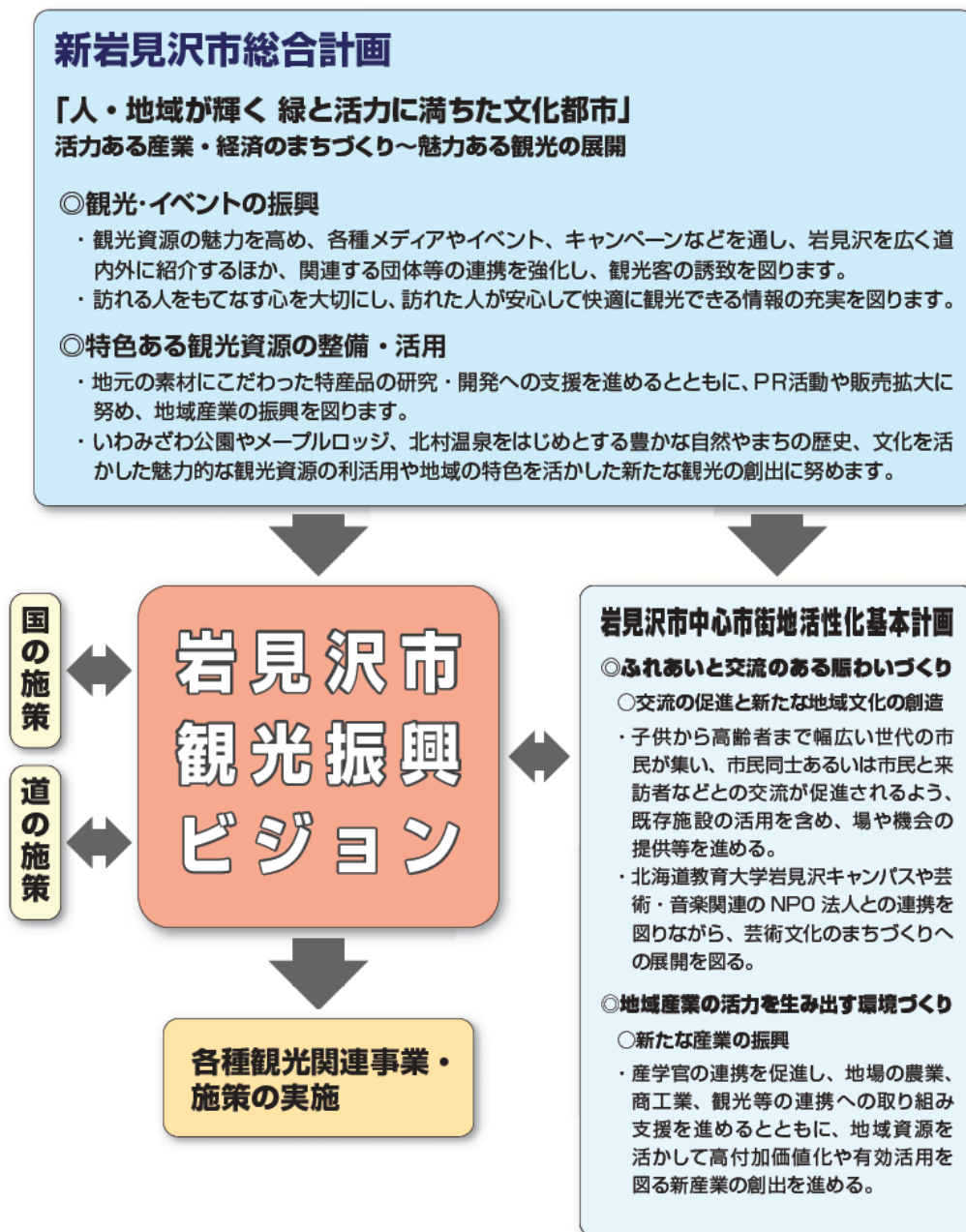
- ・岩見沢駅周辺地区については、複合駅舎や南北自由通路当の整備による拠点性を高め、駅北地区の土地区画整理事業により商業・業務、都市サービス機能の形成に向けた用途の複合化を検討します。
- ・中心市街地及びその周辺地区については、少子高齢社会等に対応した都心居住を促進する地区として、住環境に配慮した土地利用への用途転換を図ります。

[3] その他の事項

(1) 岩見沢市観光振興ビジョンとの連携

岩見沢市観光振興ビジョンでは、岩見沢には多くの人を招く観光資源となりうる魅力ある「たから（岩見沢市の観光施設、農作物、飲食店、歴史遺産、人材など）」が多数存在し、この「たから」をより多くの人を知り、楽しむことを「観光」と考えて、観光振興の取組を進めていくこととしています。そして、こうした「たから」を従来の観光に携わっている人に加え、農業・商工業・教育など多様な分野の人々と連携を進めながら活かして、市民とともに「新しい観光」の取組を進め、地域の活性化につなげていくこととしています。

また、観光振興ビジョンは、まちづくりの指針である「新岩見沢総合計画」及び「岩見沢市中心市街地活性化基本計画（前計画）」を踏まえて、平成 23 年 1 月に策定しています。



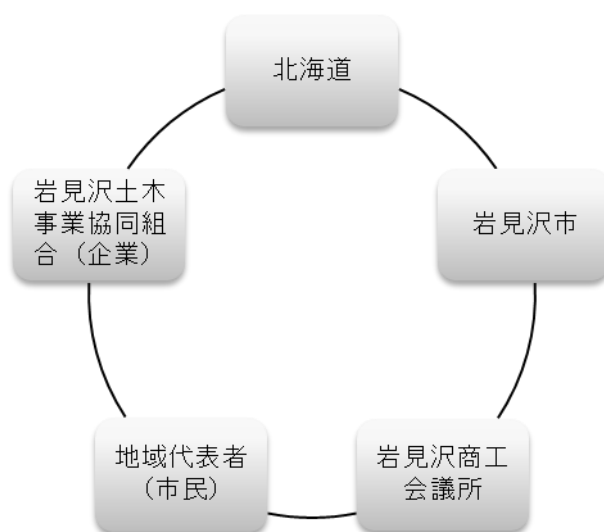
観光振興ビジョンでは、これまで、短期目標として“岩見沢市の『たから』を共有できるまちづくり”を掲げ、観光客として市民にも岩見沢のよさや『たから』に興味を持ってもらうためのプロジェクトとして、「岩見沢のたから発見・発信」、「いわみざわ駅まる。」、「いわみざわバラまつり」を実施してきました。そのうち、中心市街地で行われる「いわみざわ駅まる。」では、グッドデザイン大賞を受賞したJR岩見沢複合駅舎の魅力イベント等を通じて市内外に発信してきました。

引き続き、中長期目標である“岩見沢市の『たから』を活かした観光プロジェクトの創出”に向けて、個別の『たから』をつなぎ合わせ、点から線への展開を目指して、中心市街地における歩いてまわれる観光ルートづくりなど、中心市街地活性化基本計画（新計画）と連携した取り組みを進めていきます。

（２）中心商店街における除排雪活動

岩見沢市は道内でも有数の豪雪地帯であり、平成23年から24年の冬期は記録的な大雪に見舞われました。積雪による悪路は、道路交通に障害をもたらすほか商店街における購買力低下を招き、まちの経済活性化にも影響を与えています。

このようなことから、本市では「岩見沢中心商店街除雪協議会」を組織し、地域が負担金を出しながら官民の連携により中心商店街の雪処理活動を行っています。



12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載 P 1～53 P 68～89
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載 P 125～139
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載 P 54～67
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載 P 125～139
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載 P 140～147
	その他中心市街地の活性化に関する事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載 P 148～154
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載 P 90～124
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載 P 68～89

第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」までに記載 <p style="text-align: center;">P 9 0 ~ 1 2 4</p>
	事業の実施スケジュールが明確であること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」までに記載 <p style="text-align: center;">P 9 0 ~ 1 3 9</p>